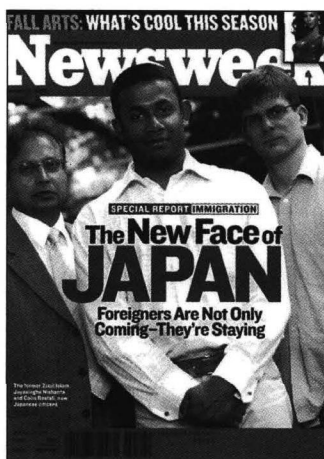


# 『共生を求められる日本の国際化の課題』 —スリランカから帰化した者の民際的な視点で—

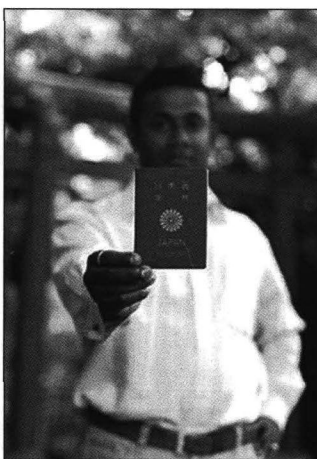
J.A.T.D.にしゃんた

## ● はじめに

2006年の夏にニューズウィークの東京支社より電話があった。内容は取材に協力してくれないかというものであったが、特に断る理由も見つからず承諾をした。取材依頼をしたのは支社長とは東京の有名なレコード会社の前で待ち合わせをした。早く着いて時間があったのでコーヒーを飲んで時間を潰した。しばらくすると目と鼻の先に外国人<sup>1</sup>の大集団が現れた。その中で念のためにテレビなどでも見たことのある外国人の方に聞いてみた。彼らは日本人歌手のプロモーションビデオのバックダンサーとしての仕事で集まってたまたま待ち合わせ場所が一緒だったことがわかった。次の瞬間100人近くであろう彼らが大型バス二台に乗せられて消えた。



News Week 2006年 9月 5日



<sup>1</sup> 「外国人」という言葉をこの論文で便宜上あえて使うことにしている。そもそも「外人(ガイジン)」や「外国人」という言葉は、開国期に「異人(いじん)や「異国人」に代わって公文書を中心に使われはじめ、文章語として徐々に定着し、明治時代を通じて庶民層にも広がっていったものである。江戸期では『西欧道中膝栗毛』(1870年)などでも確認できるが、福沢諭吉『文明論之概論』(1875年。1章1節)や、徳富蘆花『思い出の記』(1900年。7章12節)などにもみられる。なお、本稿では出典による違いもあり「外国人登録者」、「在住外国人」、「外国人住民」などをほぼ同意語として用いている。「外人」という言葉は、近年より使用禁止用語になっている。それにも関わらず現在でも主にテレビ等で使用されていることも事実である。

間もなく待ち人が現れ筆者はモデルになるメンバーと共に撮影現場へタクシーで向かった。道中に偶然目にしたのは国連大学の建物であった。数年前にここでクルド人が日本政府に難民申請を断られ、強制連行に來た警察を前にガソリンを被り焼身自殺を図った光景が頭に蘇った<sup>2</sup>。

東京に着いて数時間しか経過していないのに実に濃厚な経験が出来たような気がした。日本には、外見のな違いから日本人と外国人の区別を誇張しているマスコミの存在とそこに関わる外国人の存在。他方で命を張って日本で生活をしたいという存在まで実に様々である。この国の国際化は、実に多元的ではなかろうかと思う。

私たちモデル数人と共に撮影現場である永田町にある日枝神社に向かった。ニューズウィークのカメラマンは当日の朝、北京から東京に着き、写真をニューヨークに送り、当日中に帰国すると聞いた瞬間、世界の動く速さと世界規模の人々の動きを身近に実感した。

この写真は2006年9月上旬のニューズウィークの表紙として掲載され国内外で販売された。表題はThe New Faces of Japan-Foreigners are not only coming they' re staying【日本語訳『移民国家ニッポンー出稼ぎではなく「永住」へ・外国人は日本を変える』】となっていた。元々筆者が呼ばれた理由は実に単純なもので、それは褐色の肌をしているが実は国籍は日本人であるということに尽きる。外見的に日本人離れた人が日本国籍を持っていることが、今更ながら取り立てて世界的な雑誌の表紙になり、日本国内外のニュースになるということが何を意味するだろうか。

ここでは、日本における客観的な報道や摩擦などに、筆者としての20年近くの在日の記憶と合わせて、住民としての外国人の視点で日本を捉えなおし、多文化共生社会という観点で日本の国際化の今日的な課題について議論し、多数派日本人への問題解決に向けての提案を行いたい。切り口としては論文にするには無理があることを十二分に承知しながらも、せめて事例研究としての若干たりともの研究成果に期待し、あえて今回の執筆を試みることをお許しいただきたい。

### ● 日本の外国人の数と今後の動向

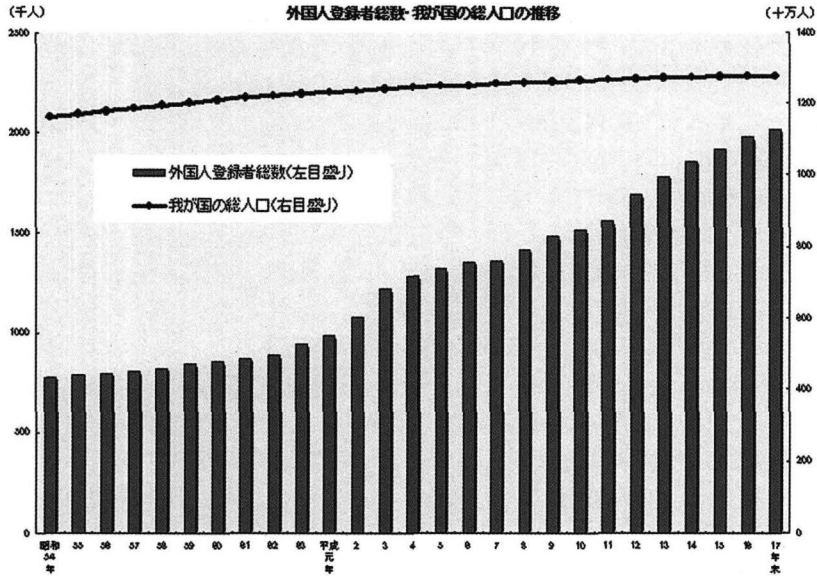
入国管理局の情報によると日本の2005年末現在における外国人登録者数は201万1,555人で、はじめ200万人を突破し、前年に引き続き過去最高記録を更新した。この数は、2003年末現在に比べ3万7,808人(1.9%)の増加。10年前(1995年末)に比べると64万9,184人(47.7%)の増加となっている。外国人登録者の日本国総人口1億2,775万6,815人<sup>3</sup>に占める割合は、2004年末に比べ0.02ポイント増加し、1.57%となっている<sup>4</sup>。表1でも解るように在日外国人の登録者数の数が右肩上がりの傾向になっている。

<sup>2</sup> 『難民を追いつめる国 クルド難民座り込みが訴えたもの』クルド人難民2家族を支援する会/編著、緑風出版、2005年などに詳しい。欧米では1年に数千人から万単位の難民認定をするのに比べ、日本は、わずか十数人しか難民認定をしない難民鎖国であると批判的に書かれている。2歳の子どもを含む2家族が、働くことも出来ず、収容や強制送還におびえ、難民認定を求め、真夏の72日間、国連大学前に座り込み最終的には焼身自殺を図った経緯と、当事者と支援者の交流について詳細に書かれている。

<sup>3</sup> 2005年10月1日現在、総務省統計局の「平成17年国勢調査」要計表人口による。

<sup>4</sup> 他の移民受け入れ国家と比べて日本における外国人の数が確かに少ない。例えば、カナダ17.4%、米国10.4%、ドイツ8.9%、フランス5.6%、イギリス4.0%やイタリア2.4%である。

表1 在日外国人の登録者数



注：入国管理局発表資料を転載した。

外国人登録者の国籍（出身地）の数は、186か国（無国籍を除く）となっており、韓国・朝鮮が全体の29.8%を占め、以下、中国、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国と続いている。韓国・朝鮮は、特別永住者数の減少を受けて毎年減少を続けており、60万人を割り59万8,687人となった。1980年代まで在日外国人の登録者は在日韓国・朝鮮が9割を占めていたのに対し非在日（韓国・朝鮮）化がますます進んでいることになる。また、内訳を見る範囲では英語を母語としている国の出身者も少なく、あらゆる意味での多様化が進んでいることがわかる。

中国は、1975年以降増加を続けており2005年末は前年末に比べて6.6%増加している。ブラジルは、1989年から1991年末に大幅に増加し、以降1998年末を除き毎年増加を続けている。フィリピンは、1996年末以降毎年増加を続けてきたが今回減少に転じ、2005年末は同2004年末に比べて6.1%減少している。ペルーは、1989年から1991年末に大幅に増加し、以降も毎年増加を続けている。

都道府県別で見ると、外国人登録者数が最も多いのは東京都（34万8,225人）で、全国の17.3%を占めている。以下、大阪府、愛知県、神奈川県、埼玉県、兵庫県、千葉県、静岡県、京都府、茨城県の順となっており、上位10都府県（140万5,569人）で全国の69.9%を占めている。オールドカマーおよびニューカマー<sup>5</sup>にかぎらず、仕事の確保が便利な都会または企業（工場）城下町に集中していることがわかる。

在日外国人は滞在に当たり登録を求められる。在留資格は大きく就労に対する許可の有無によって二分化している。在留資格の構成比は、「永住者」（一般永住者と特別永住者の総称。）が全外国人登

<sup>5</sup> 「オールドカマー」や「ニューカマー」は、現在、筆者の恩師でもある、龍谷大学教員の田中宏によって作られた和製英語である。

録者の39.9%で、以下、「定住者」が13.2%、「日本人の配偶者等」が12.9%、「留学」が6.4%と続いている。日本は移民国家としての捉え方はされないが、「永住者」、「定住者」「配偶者等」などの定住の確立の高い人々が全体の2/3を占めている点を見た場合、もはや日本はヨーロッパの移民国とあまり変わらない<sup>6</sup>。さらに、11万を超えた在日留学生の学位取得後に日本に職を得て長期滞在を求める傾向も強く<sup>7</sup>、日本国籍取得する外国人が増えている点もこの傾向を助長している。現在では、法務省より年間に1万5,000人ほど日本国籍の許可を受けている。1952年のサンフランシスコ講和条約の年以降現在までの日本国籍を取得した元外国人の合計は30万人を越えている。

登録者として表れない外国人も日本に住んでおり、法務省によると在留資格を有しない不法滞在者は220,000人である。そのうち、一定の滞在期間に対する在留期間の時期を超えてなお日本に継続して滞在をしている不法残留者（超過滞在者）が193,000人と推定されている。年々強化される取締りにより徐々に減り続ける傾向にあるにも関わらず、日本の中都市の人口と同じ程度であり、その多くは不法就労に従事していると推定されている。超過滞在者の存在は日本人に非常に警戒される社会問題と化している<sup>8</sup>。しかし、一方では、超過滞在者を作り出している背景には、既存の外国人に対する受け皿づくりの先送りを含む移民政策の不十分さとの問題指摘もされている<sup>9</sup>。

厚生労働省の予測では、日本の労働人口は現在（2006年）の6,600万人が2030年までに1,000万人ほど減少すると見込んでいる。今後2010年ころからは、年間30万人程度減少し、2030頃からは、年間100万人が消える計算になる。日本の労働人口は「人口ボーナス」から「人口オーナス」へ展開する<sup>10</sup>。この点、前日本経団連の奥田碩氏は、退任前に日本はあらゆる職種における外国人の受け入れと日本社会の受け入れ態勢の整備をすべきだと発言し話題になった。労働人口を補い現状の経済力を維持するために外国からの移民を受け入れるか否かが政治的にも経済的にも大きな関心ごとになっている。日本では単純労働への外国人の就労を認めていないが、1990年に研修生の受け入れ要件が緩和され、海外に拠点のない中小企業でも業界団体などを通じて受け入れが可能になり、在留資格上は研修生・実習生ではあるが、実際には低賃金労働に従事しているなどとの指摘も多い。1990年37,566人だった研修生の新規入国者数が2005年には83,319人に、実習生は2005年度40,993人で、技能実習制度が導入された93年度の35倍にである。日本の正面からではなく裏口からの労働者受け入れに国内外の人権団体

<sup>6</sup> 宮島喬「外国人受け入れ国日本の課題」『オルタ』2006年11月号を参照。

<sup>7</sup> 日本の留学生制度の問題点については筆者の「国際化時代における日本の経営学教育への提言—スリランカと日本のはざま」『外国人教授が見たニッポンの大学教育』（2003年）が詳しい。

<sup>8</sup> 内閣府が発表した「外国人労働者の受け入れに関する世論調査」によると、観光や留学目的で入国した外国人の不法就労を「良くない」と回答した人は70.7%で、2000年の前回調査に比べ、21.5ポイントも増加した。「良くないが、やむを得ない」は24.5%にとどまり、15.9ポイント減った。内閣府は「外国人による犯罪の増加への懸念」が背景にあると分析している。不法就労への反発の強まりは、外国との自由貿易協定（FTA）交渉などで焦点になることの多い労働市場の開放論議にも影響しそうである。不法就労を「良くない」と答えた人に複数回答で理由を聞いたところ、「治安が悪くなる」が72.5%でトップ。「売春などで外国人自身の人権が侵害される」（49.2%）や「日本の法令に違反する」（48.1%）も多かった。「やむを得ない」と答えた人は、その理由として（1）外国人の家族が暮らしていける（47.5%）（2）納得して働いている（36.3%）（3）外国人を雇用する風俗店などの方が悪い（31.8%）などを挙げた。（日本経済新聞2004年7月25日）

<sup>9</sup> 例えば、田中宏などがそうである。田中宏『在日外国人』、などが詳しい。

<sup>10</sup> 戦後日本における国民一人あたりGDP成長率と労働者一人当たりのGDP成長率を比較すると、1970年～75年を除いて全ての期間において前者が大きく、これを人口ボーナス期と言う。しかし、将来の日本の生産性を計算すると2000年から2025までの期間に前者が後者より小さくなり人口オーナス（重荷）期になると予測されている。毎日新聞社人口問題調査会編『人口減少社会の未来』論創社、2005年に詳しい。

の批判も多く<sup>11</sup>、裁判に発展していることもある<sup>12</sup>。

2000年に入り、日本はとくにアジア諸国との自由貿易協定交渉が始まり今後日本の移民の受け入れが活発化する可能性が十二分にある。とくに、経済界や政府は自由貿易協定（FTA<sup>13</sup>）、経済連携協定を推進（EPA<sup>14</sup>）する立場や、一方のアジア諸国が協定締結の条件に労働者の市場開放を求めており、それらに答えて「労働開国」を進めようとしている。実際に近年フィリピンとの間の交渉がまとまり今後2年間で看護・介護の分野であわせて1,000人を受け入れることになった。現在、タイやフィリピンを中心に多くの看護師や介護士が日本で労働を前提に自国で訓練を受けている。日本の新たな労働力確保にあわせて内なる国際化がますます進むと予想される。

---

<sup>11</sup> 例えば、読売新聞の次の記事を参照されたい。5年間で研修外国人8,340人失跡…「安い労働力」反発？：開発途上国への技術移転を目的とする「外国人研修・技能実習制度」で来日した外国人が研修・実習中に失跡するケースが相次いでいることが、法務省入国管理局の調査でわかった。昨年までの5年間に失跡した研修・実習生は計8,340人。受け入れ企業側の賃金未払いや長時間労働の強制などの法令違反が後を絶たず、研修・実習生が「安価な労働力」となっている実態が背景の一つとみられる。法務省によると、この制度は、研修生として最長1年間滞在し、一定の習熟度に達したと認められた場合、2年間就労できる技能実習に移る仕組み。全国に約16万人の研修・実習生がいて、7割以上が中国人だ。しかし、失跡する研修・実習生が増え、今年も上半期で1,159人に達し、過去最高だった2003年の2,304人を上回る勢い。多くは中国人やベトナム人、インドネシア人で、大半は不法残留しているとみられる。厚生労働省が昨年、受け入れ企業に行った立ち入り調査では、約8割の731社で長時間労働や低賃金など労働基準法、最低賃金法の違反行為をしていた。いずれもは正勧告や行政指導を受けた。大半が中小零細企業で、国内の慢性的な人手不足を低賃金の外国人労働者で補っているのが実態だ。研修生らの証言によると、中国では、送り出し機関が研修生に高額の手数料や帰国までの「保証金」を要求。アジアの別の国では、失跡などのトラブル防止のため、研修生の実家の土地を担保に取るケースもある。失跡した研修・実習生は、多額の借金を背負うことになり、それ以上の金を稼ぐため不法残留するという。（2006年10月17日 読売新聞）

<sup>12</sup> 例えば、読売新聞の下記の記事を参考にされたい。「外国人研修で性的暴行」受け入れ先企業と財団を提訴：海外の人に日本の技術を習得してもらおう「外国人研修・技能実習制度」を利用して来日した外国人女性（35）が25日、受け入れ先の企業で単純労働に従事させられた上、性的暴行を受けたなどとして、受け入れ先企業と財団法人「国際研修協力機構（JITCO）」（東京）などを相手取り、損害賠償など計約3,780万円の支払いを求める訴えを東京地裁に起こした。訴状によると、女性は2004年11月、農業技術を学ぶために来日したが、研修はほとんど行われず、東日本地域にある建設関連会社で単純労働や同社役員宅の家事などを強いられた。また、05年3月から今年7月に滞在先を逃げ出すまで、同社役員から60回以上、性的暴行を受けたという。[12月26日 読売新聞]

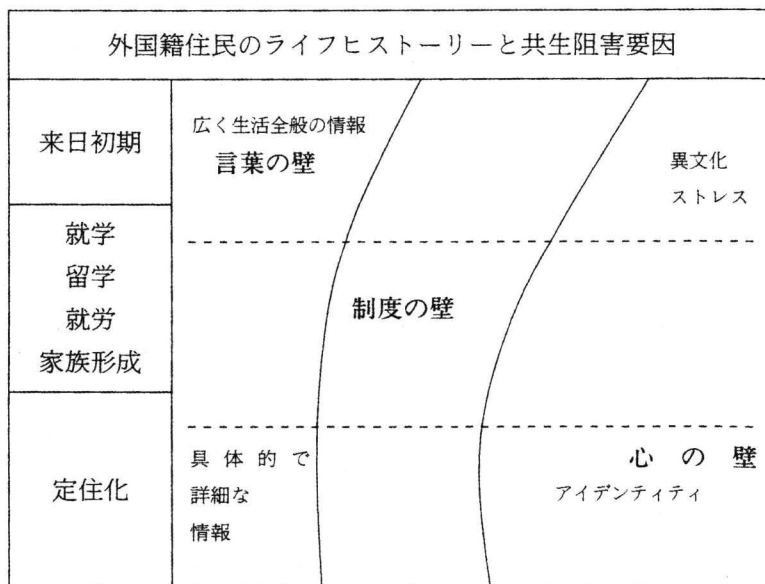
<sup>13</sup> FTAとは「物品の関税及びその他の制限的通商規則やサービス貿易の障壁等の撤廃を内容とするGATT第24条及びGATS（サービス貿易に関する一般協定）第5条にて定義される協定」を意味する。

<sup>14</sup> EPAとは「FTAの要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等市場制度や経済活動の一体化のための取組も含む対象分野の幅広い協定」を言う。

● 外国人問題と日本人意識—報道を中心に

外国人にとっての日本での「国際」に対するイメージは滞在期間、国籍、職業、国内住居のみに限らず在留資格の種類や在留資格の有無などによっても異なる。NPO法人多文化共生センターによると日本の社会に於ける多文化共生を妨げる要因は大きく三つに分類できる。それを図式化したものが図1である。

図1 在日外国人のライフヒストリーと阻害要因



資料：NPO法人多文化共生センター資料1998年を一部変更したものである。

外国人が日本で生活をする際の大きな障壁として「言葉」があり、来日当初に大きく阻害をうける。筆者も、来日最初の二年間は特に情報に対して不自由を感じた。日本に来る前に日本語を学んでいない外国人にとって一般的なことがらである<sup>15</sup>。近年において労働者として日本にやってきたニューカマーの子供が言葉の壁のため学習について行けず不登校になることが報告されており、これはかつてのオールドカマーの在日韓国人にも共通していた。(田中 2001年)。これは社会問題になっているのにも関わらず、行政側の対応が遅く基本的にはボランティア任せになっている。阪神大震災のときに被災地に日本語の不自由な人約200人がいて<sup>16</sup>、緊急時を機に地域社会の情報の多言語化の必要性が謳われ、その結果、多言語放送局などが設立された。

2つ目の壁は「制度の壁」である。生活にある程度慣れてきたころに自覚することも多いにある。筆者の経験でいえば、住宅ローンや消防団員になるための国籍条項がその部分を指している。携帯電話の契約のなど生活に必要とされる事柄に関して、とくに外国人が制約されていることや、外国籍の

<sup>15</sup> 特に、母語が英語であれば比較的情報入手が可能だがそれ以外の言語に関しては困難である。

<sup>16</sup> 被災地で外国住民を対象に支援活動を行っていた外国人地震情報センター（後のNPO法人多文化共生センター）の資料による。

人を公務員としてまた、管理職として採用することに制約がみられる。制度の壁とはほぼ国籍による区別であり、図2 (P46) が詳しい。

3つ目の壁は、心の壁である。これは一般的な日本人の受け入れについてである。例えば、国際都市と宣伝をしている京都市における入居差別は50%である<sup>17</sup>。

制度の壁の解消は、行政管轄になるが、地域社会における多文化共生でもっとも求められるのは日本人の心の壁の解消である。人々の心の交流を促すためメディアの役割が大きい、多くの問題も指摘できる。

2005年11月に広島で幼児殺害事件が発生した。報道機関は一貫して「犯人はペルー人」と報じた<sup>18</sup>。そこに共通して現れる情報発信のスタンスは「日本人本位」という社会の多数派による視点で発せられているということである。広島の事件の犯人は、日系ペルー人であるが、メディアでは「ペルー人による」犯行と報じられた。一方で、報道におけるこうした切り口が一定しないのも事実である。例えば、同じ日系ペルー人のアルベルト・フジモリ大統領の場合は日本のメディアは一貫して「日本人初」と報道している。また2006年はじめに「中国人妻による保険金目当ての殺人」についての報道の性質は共通している。この女性は日本に帰化し、国籍上は日本人であったが、報道は一貫して女性の従来国籍に遡り「中国人妻」の犯行として処理した。一方で、野球の王貞治氏の場合は、国籍はいまだ中国であるにもかかわらず、「中国人」としては語らない。これらの報道の傾向を観察すると、「良いことは日本人」、「悪いことは外国人」という構図になっていることが指摘できる。日本のメディアにおける多数派本位の傾向は、全犯罪に比べて外国人犯罪の報道割合の多さにも現れている。

多文化共生を推進する側にとって、外国人による事件は大きな痛手となる。しかし、日本の報道について疑問視する声も人権擁護団体中心に挙がっている。

表3 在日外国人と日本人犯罪報道状況の比較

	日本人	外国人 (注2)
報道件数 (注1)	4,826	390
客観件数	324,263 (注3)	10,248
報道率	1.49	3.81
対日本人比率	1.00	2.56

注1：1988年度前半に朝日新聞上で報道された件数（来日外国人であるか否かを考慮していない）を2倍にした数値。

注2：1998年度の「来日外国人」＋「その他の外国人」（来日外国人以外の外国人であり、大多数は外国人登録をしている定住外国人と思われる）

注3：1998年度の総検挙人員から、外国人の検挙人員を差し引いた数。

出所：間淵領吾「外国人犯罪」研究ノート2001年。

<sup>17</sup> 京都市国際交流協会によるアンケート調査による結果（2000年）

<sup>18</sup> 広島市安芸区で起きた事件である。

新聞の犯罪報道における容疑者の国籍に関して、外国人による事件が過剰に報道されている傾向にあると指摘できる<sup>19</sup>。表3に基づいて若干議論を進めたい<sup>20</sup>。日本人の客観的検挙人員数324,263のうち新聞紙上で報道された件数4,826は、百分率で示せば1.49%である。これに対して、来日外国人全体の客観的検挙人員数10,248のうち新聞紙上で報道された件数390は、3.81%である。日本人犯罪の報道率と比較すると、来日外国人全体の犯罪に関する報道率は、2.56倍である。さらに、国籍別の検挙件数が明らかになっている外国人について見てみると、中国人については4.70倍、韓国・朝鮮人については実に10.8倍、ブラジル人については1.00倍、フィリピン人だと5.00倍、アメリカ合衆国民だと4.53倍、タイ人に関しては3.20倍となっている(間淵 2003年)。これらの中ではブラジル人に関しては日本人犯罪と同等の報道率だが、その他の国籍の容疑者・犯人に関しては日本人と比べて過剰に報道されており、特に、韓国・朝鮮人が容疑者または犯人である場合、日本人による犯罪よりも極端に過剰に報道されていることが明確である。これは「外国人自体にニュース性がある」ためである(田中宏編1998、pp332)との解釈が強い。外国人労働者あるいは外国人に関する最近の報道のもうひとつの特徴は、外国人犯罪の問題を誇張している点である。例えば、一つの犯罪事件が起きると、マスコミは事件そのものの放送よりも「ドコソコ人が強盗」とか「ナニナニ人が密輸」などの人目をひくような見出しで飾り、外国人に対する先入観を植え付けている(百瀬広・他、1992年)と言えよう。また、邦人による外国における加害事件も増える傾向にあるが<sup>21</sup>、日本国内での報道の中では基本的に取り上げていない。

多文化共生が求められる社会においてメディアが果たすべき役割が大きく、社会の摩擦や誤解を生まないようにするために、中立的な姿勢と社会的少数者への配慮が一層強く求められる。日本で使わ

<sup>19</sup> 外国人について書かれている記事から若干の具体例を示せば、次のようになる。

【スリランカ人】 県警外事課と東松山署は7日、不法滞在者に他人名義の外国人登録証を貸与して不法就労をあっ旋したとして、スリランカ人など計9人を入管法違反(不法就労助長など)と外登法違反(外登録の貸与)容疑で逮捕したと発表した。逮捕されたのは、スリランカ国籍でさいたま市、\*\*、\*\*大大学院生、\*\* (29)▽同国籍で山梨県\*\*\*、工具、\*\* (28)▽東松山市\*\*、人材派遣会社「\*\*」、\*\* (50)ら9容疑者。調べでは、\*\*容疑者らは、05年7月～今年8月ごろ、不法滞在のスリランカ人3人に、\*\*容疑者など他人名義の外登録を貸与。「\*\*」を通してコンクリート工場に労働者として派遣した疑い。容疑を大筋で認めている。\*\*容疑者は03年に留学ビザで来日し、1人8万円で、少なくとも22人に外登録を貸与したとみられる。【イラン人】 大阪府警関西空港署は一日までに、アヘンを体内などに隠して密輸入しようとしたとしてイラン在住のイラン人男性(31)をアヘン法違反(密輸入)で逮捕し、アヘン約72グラム(末端価格約58万円相当)を押収した。調べでは、同容疑者は5月15日午後9時45分ごろ、フィリピンから関西空港に着き、アヘン約70グラムをポリ袋に入れ、腸の中に隠すなどして国内に持ち込もうとした疑い。【韓国人】 福岡入国管理局と福岡県警は、九州一の歓楽街・中洲地区(福岡市博多区)で働く不法残留外国人や客引きなどの取り締まりをした。昨年五月から続けている同地区の風俗環境浄化作戦の一つで、博多署は出入国管理及び難民認定法違反(不法残留)の疑いで韓国人のホステス、\*\*\*容疑者(四一)を現行犯逮捕、入管は同法違反(資格外活動)の疑いで中国人留学生(29)から任意で事情を聴いている。同署は風営適正化法違反(客引き)の疑いで、同日までに風俗営業店従業員ら九人を逮捕した。【米国人】 沖縄県警名護署は六日、停車中の車内で仮眠をとっていた男性から現金などを奪ったとして、米海兵隊キャンプ・シュワブに勤務する上等兵、\*\*容疑者(二〇)を強盗容疑で現行犯逮捕した。調べでは、\*\*容疑者は六日午前五時四十四分ごろ、名護市辺野古の路上に停車中の車内で仮眠していた同県宜野座村在住の男性(47)を路上に押し倒し、現金1,050円や携帯電話などを奪ったが、通行人からの110番通報で駆けつけた警察官に捕まった。同容疑者は調べに対し、「すべて否認する」と話しているという。

<sup>20</sup> データは数年前のものになるが、日本社会の報道の姿勢にはいまだ変化が見られない。

<sup>21</sup> 例えば、隣国韓国でも外国人による犯罪が増えており、中には、日本人による犯罪も目立っている。韓国における外国人犯罪を国籍別にみると、中国が8,162人で全体の65.7%を占めた。米国は6.7%に当たる838人、日本は1.9%の238人、その他は3,185人だった。日本国籍者による犯罪は外国為替が42.4%、交通が10.9%、詐欺が10.9%、凶悪が10.5%である。(YONHAP NEWS-2006年10月7日)

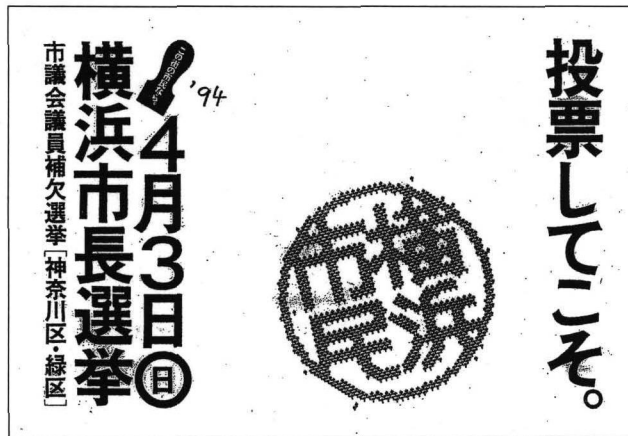


れる「外国人問題」という言葉は、「日本人」にとって「外国人」が問題なのか、「外国人」にとって「日本人」が問題なのか、それとも「外国人問題」たる言葉自体が問題なのか改めて考えることが求められている。

● 多数派の発想の欠落—公的機関の3つのポスターを中心に

日本には外国人のことが記されたポスターがたくさんある。明確に「外国人」と謳ったものだけでも多数存在する。発行者には行政もあれば私企業などもある。ここで問題になってくるのは、ポスター製作者の視点である。多数派の日本人から見て何ら問題がないとしても、少数者の外国人の視点となると問題提起の余地は充分ある。筆者が見かけた公的機関が製作したポスターをここで具体的に数枚紹介したい。

【例1】



出所：1994年横浜市市長選挙のキャッチコピー

これは、1994年の横浜市長選に使われたものだ。ここには「投票してこそ横浜市民」という標語がポイントである。作成者側の意図としては、多数派の日本人の意識を駆り立てるには有効であると考えられる。このポスターについて違和感を覚える日本人は少ないと思われるが、視点を在日外国人に移すと状況が一変する。「投票してこそ日本人である」とすると、当然ながら投票権のない在日外国人は市民ではないという捉え方になる<sup>22</sup>。外国人は住民登録されておらず、そのことによって住民サービスからはざされているとの指摘がある。

<sup>22</sup> 横浜のアザラシに対して住民票を発行したことに対し外国人が抗議を行っている。次の新聞記事が参考になる。「かわいくなったら住民票がもらえるの——」アゴヒゲアザラシの「タマちゃん」のマークをした在日外国人らが22日、横浜市のみなとみらい地区で、そんなアピールをした。同市西区がタマちゃんに「住民票」を交付したのを受け、在日外国人には住民票も参政権もない現状を知ってほしいと企画。鼻を黒く塗ったり、ほおにひげを描いたりした20人が参加した。東京都渋谷区の会社員デビッド・ガデリッジさん(30)が「住民として公認されないのはおかしい」とのメッセージを読み上げた。西区は「タマちゃんも外国人の方も暮らしやすい街にしたいが、住民票は国の問題なので……」と困惑気味だ。[2003年2月22日朝日新聞]

【例2】

次に大蔵省（現在の財務省）が発行した納税を促す内容のポスターである。ここに登場しているのは日本代表のサッカー選手であったラモス・レイである。ここに書かれている内容を整理すると次のようになる。「日本人として、これからの先の日本をふと考えた。国は税金で支えられている。日本の税を考えることは、つまり家族の、子供の、未来を考えることなんだと。ーラモス瑠偉」。日本の税金のことを、ブラジル生まれのラモスさんが語る点が意義深い。しかしこの文章で少数者として気になる点は「日本人として」である。納税義務は日本人に限ったことではなく、外国人も分け隔てなく要求されている。



出所：1999年の大蔵省の税を知る週間の際のポスター

【例3】

次は筆者が銀行で見かけた「防犯」を呼びかけるポスターである。「最近キャッシュコーナー付近でコインなどを落として注意をそらしたスキに、多額の現金を奪う事件が多発しています」までは良いのですが、「犯人は外国人風の男」と書いてある。この手の外国人風という言い方が良く使われており、テレビでもよく見かける。外国人か日本人かを分ける基準は何であろうか。



出所：2000年の東大阪警察管轄の銀行内に掲示していたものである。

外国人か日本人か分類する方法はおおまかに3つの要素で判断されていると考えられる。「国籍」「外見」及び「言葉」である。しかし、それら判断基準がどこまで妥当かが疑問である。ここで若干検証を試みることにする。まず、国籍であるが、銀行などの犯行に際しては、国籍の確認をしようがない。筆者は、褐色の肌をしているが、日本国籍を取得している。次が外見についてである。登録している外国人200万人の数の内訳では半分以上が中国国籍と韓国国籍であるが、外見上一般の日本人との区別は認められない。

また、日本において1/20組が国際結婚であり、間に生まれる子供も増えている。30数人に1人がダブル<sup>23</sup>の子供である。外見上、親のどちらかである日本人の顔に似るか外国人の顔に似るかかわからない。本文で登場する米国出身（白人）の有道出人も日本人女性と国際結婚をしており、間には2人の娘がいる。1人の娘は父に似て、1人は母に似ている。裁判になっている入浴拒否では、白人の顔をした娘の入浴も断られている<sup>24</sup>。

このように、外見は日本人と外国人との区別にはならない。警察による誤認逮捕も報じられている<sup>25</sup>。言葉にしても日本人顔負けの流暢な日本語を操る外国人は大勢いる。外国人は日本語が下手であるという情報を悪用した日本人による犯行も報じられる。埼玉県警川口署は、同県川口市の無職女性（28）を東南アジア系外国人と間違え、入管法違反（旅券不携帯）容疑で誤認逮捕していた。女性は、日本人とわかり、逮捕から約14時間後に釈放されている<sup>26</sup>。日本人と外国人の区別が大変困難な時代的背景に対する正確な把握が急がれる。

調査によると同様な内容のポスターは大阪に限ってはいない。これらは警察が発信する情報である。全国の警察で日本に暮らす外国籍住民に対するこれらの差別的なビラが配布されたが、一部は問題視され撤収された。これまでのところ、警視庁は「中国系外国人」という、国籍が特定できる表現が入っているビラについては「不適切な表現」があったとして回収を決めたが、「不審な外国人」などの抽象的な表現のものについては問題がないとしている。

ピッキングについても強盗についても、日頃から防犯に対する注意が必要と謳わずに、外国人と特定する内容はビラに限らない。各県警のホームページ等の表現でも同様なものが見られる<sup>27</sup>。例えば、鳥取県警では『あれは・・・』『もしかしたら・・・』と思ったら迷わず110番」という個所で「怪しい者」として、その1・地元で見かけない外国人、2・片言の日本語で道を尋ねる外国人、3・交通機関の利用が不自然な外国人があげられている。九州管区警察局でも「来日外国人犯罪情勢」というレポートの中で「国内の不良外人の犯罪グループ化」という表現を用いている。他方では、福岡県警で「不良外国人による悪質・組織的の犯罪の取り締まり、不法滞在・不法就労の防止活動にご協力を」

<sup>23</sup> 以前は、表現として「ハーフ」が一般的であった。しかし、「ハーフ」は日本人のみを基準にしている点が不十分であることや現実問題としてこれらの子供をイジメから守るための改善策として「ダブル」という表現が現れた。

<sup>24</sup> (本人に対する筆者の聞き取りによる。)

<sup>25</sup> 同署によると、交番勤務の署員3人が25日午後7時40分ごろ、川口市上青木西の路上を歩いていた女性に職務質問。女性は「日本人です」としか話さず、身分を示すものも持っていなかった。署員が所持品に書かれていた母親の勤め先を訪ねたものの、身元は確認できず、26日午前5時15分ごろ逮捕したという。その後の取り調べで、女性が自分と家族の名前、生年月日を紙に書き、身元が判明。女性は午後7時20分ごろ釈放された。女性の母親は、女性が普段から他人と話すのが苦手だとしているという。署員は「目が大きく、彫りが深かったため、外国人だと思い込んだ」という。(読売新聞、2005年2月28日)

<sup>26</sup> 大阪府北部の高槻市などで、覆面をした2人組の男によるコンビニ強盗が十数件連続して発生、府警捜査一課は、手口や現場の足跡が一致したことから同一犯による連続強盗事件とみて捜査本部を設置した。事件後の逃走に使用されたものと色やバンパーの特徴が酷似した軽自動車が見つかり、捜査本部は近く車の所有者である高槻市内の20代男性から事情を聴く。調べでは、犯人はいずれも20～30代で身長170センチ前後の男2人組。日本人とみられるが、店員に片言の日本語や英語で金を要求し、外国人に見せ掛けるなどの工作もしていた。被害は計百数十万円。(時事通信2006年8月22日)

<sup>27</sup> ここでの内容は、2001年のものであるが、同様な状況が続いている。

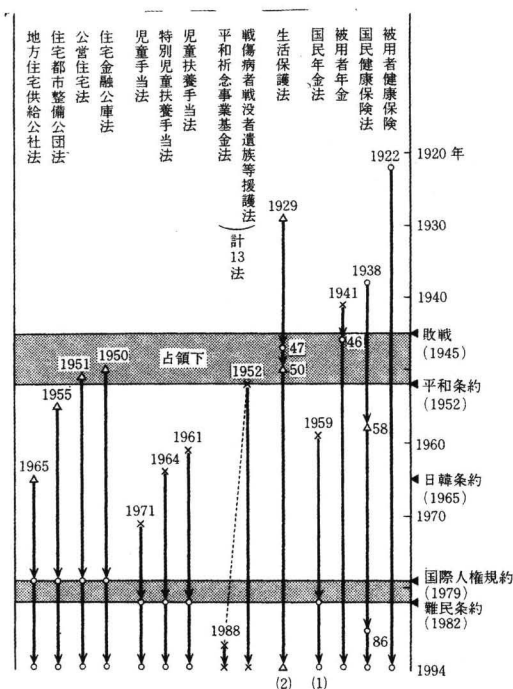
というコーナーで「不良来日外国人」という表現を用いている。

公的機関として警察は中立の立場を維持すべきだ。少なくとも上記の内容に関しては、そのような傾向は見当たらず、むしろ少数者に対して差別を扇動し、誤解を生むことに加担している。公共機関には、多文化共生社会への理解を促す中、逆方向に動いているそれら機関の姿勢の仕切り直しが求められる。

### ● 最近の摩擦の事例—民間レベルの摩擦の増加

在日外国人関連の摩擦は以前から存在した。旧植民地出身者による日本国家に対する戦後賠償の裁判などが代表的である<sup>28</sup>。在日外国人に関連のある摩擦について、田中宏が、社会保障立法に見る外国人処遇の推移をわかりやすく整理したものが表2である。国籍による区別的な扱いはGHQ占領下から開放され、日本が国家としての主権を回復してからはじまっていることが分かる。後に起きたベトナム難民の発生と世界が注目する中でその受け入れ、1978年の国際人権規約加入及び1981年の難民条約加入によって日本の制度的な外国人と日本人との区別解消がなされた。しかし、依然として戦傷病者戦没者遺族等援護法や平和祈念事業特別基金法、国民年金法及び生活保護法の一部が両者の区別を行っている。それらに対して国家を相手取って裁判が起きており原告らの高齢化による死亡も目立つ。

図2 社会保障立法に見る外国人処遇の推移



○ 印は国籍条項がなく外国人に開放、△は、国籍条項はないが運用上外国人を排除、×は、国籍条項により外国人を排除。

(1) 国籍条項に撤廃されたが、経過措置が不十分なため外国人無年金者が生じた。

(2) 外国人は不利益処分について不服申し立てが出来ないとされている。

出所：田中宏『在日外国人』岩波新書、2004年

<sup>28</sup> 大島渚監督のデビュー当時の作品として注目された『忘れられた皇軍』もこの内容で描かれている。

紙面の関係で詳細な議論を省略するが、上記の図で一つ共通しているのは、日本国籍の有無が摩擦の根幹を成していることである。国籍による差別の撤廃が原告の訴えであり、訴訟の内容からして基本的には被告は日本国家である。しかし、近年における在日外国人の増加に伴い、国籍による差別は依然として存在しながら新たな摩擦の案件が生じている。それらは、在日外国人の多様化の証明でもあろう。被告は日本国家から日本国民へと移行していることが特徴である。それら摩擦は、裁判にまで発展したのも少なくない。民間レベルでの摩擦も目立つ。それらは、日本社会が多文化共生を余儀なくされている点の認識不足が原因であり、以下に数案件を紹介する。

#### [例1] 入浴拒否 (小樽)

この事件は、小樽市手宮にある入浴施設「湯の花」で、外国人の入浴マナーの悪さが他の入浴客に迷惑を及ぼしているとして、玄関入口に「外国人の入浴はご遠慮下さい」と、貼紙をしていたことに端を発する。1999年9月に、大学講師有道出人(あるどうでびと)さんら米国籍とドイツ国籍の3人が、「湯の花」に入浴しようとして拒否された。有道さんは、この後日本国籍を取得して、再度「湯の花」を訪れたが、再び入浴を拒否されたため、人種差別だと提訴したものである。

外国人であることを理由に入浴を拒否された3人が、小樽市と入浴施設に計600万円の損害賠償と謝罪広告を求めている裁判で、札幌地方裁判所は、「外国人の入浴を拒否するのは、人種差別に当たり、社会的な許容範囲を超えている不法行為だ」として、入浴施設「湯の花」に、300万円の賠償支払いを命じた。小樽市については、「入浴拒否を中止させる施策を実行し、違法とすべき不作為は認められない」として、市の責任は認めなかった。「湯の花」は、「判決には納得していない。今後は判決文を確認してから対応を決めたい」としている<sup>29</sup>。

#### [例2] 宝石店への入店拒否 (浜松)

事件は日系ブラジル人が多い浜松市<sup>30</sup>で起きた。1998年6月に被告のアナ・ボルツさんは、ブラジル人であることを理由に当市の宝石店から追い出されたことにはじまる。原告がブラジル人だと分った時点で店側が「外国人の入店は固くお断りします」と書かれた店内の張り紙や、警察が作成した「出店あらしにご用心!」と題する張り紙を指し示し追い出したというものである。静岡地裁浜松支部で宝石店経営者側に計150万円の支払いを命じている<sup>31</sup>。当判決の意義として、当裁判は日本の史上はじめてとなる、1995年12月15日に日本が批准した「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の効力が法廷で認められたことがあげられる。これで、さまざまな形の「外国人お断り」は正当化しにくい土俵に立ったと言えよう<sup>32</sup>。

<sup>29</sup> この案件に関して後に日本国籍を取得した被告である有道出人が書いた『ジャパニーズ オンリー』(明石書店)が詳しい。

<sup>30</sup> 静岡県浜松市の外国人登録者数は約15,000人であり、うち10,000人がブラジル人である。

<sup>31</sup> 『中国新聞』1999年10月12日などを参照。

<sup>32</sup> あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約を基に判決を出したこともあり、この判決をきっかけに日本における外国人に対する差別がNews Weekでも取り上げられ、世界的に日本の日本人と外国人の摩擦を露呈することになった。

### 【例3】 眼鏡 (大阪)

訴えでは、マクガワンさんは2006年9月、知人と眼鏡店のショーウィンドーを眺めていたところ、経営者から「黒人は嫌いだから出ていけ」と怒鳴られ、追い払うようなしぐさをされた、などとしていた。

黒人であることを理由に入店を拒否したのは不当な差別だとして、京都府在住のデザイナー、ステイブ・マクガワンさん(39)が大阪府内の眼鏡店経営者を相手取り、慰謝料など550万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が18日大阪高裁であった。裁判長は「差別とまではいえないが、理不尽な行為」として不法行為を認定。原告側の請求を棄却した1審の大阪地裁判決を取り消し、経営者に35万円の支払いを命じた。

裁判長は、経営者の言動について、「道路の向こうに行ってくれ」などと発言し、追い払う動作を繰り返したと認定。その上で人種差別的行為に当たるかどうかを検討し、「客観的、外形的に明白でない場合、認定には慎重であるべき」とした上で、「経営者の行為は非礼だが、差別とまではいえず、不法行為にとどまる」と結論づけている。

上記の具体的に3つの事例を取り上げ議論をしてきた。章の冒頭でも記したように、これら摩擦は国籍差別と言うより人種差別的な様子が強く見受けられる。事実、小樽の裁判を起こした有道出入は、日本国籍を有しており、パスポートにより日本人であることを説明して入浴を希望しても断られている<sup>33</sup>。日本の当分野における正確な知識と多文化共生としての国際化についての日本国内の多数派の理解が急がれると言えよう。

国内の人権意識の低さが指摘される。日本で人権意識向上は基本的に啓発活動だけとなっている<sup>34</sup>。その点で、日本で大きい問題解決の糸口として注視されているのは『人種差別撤廃条約』である。国連総会で1965年採択され、69年に発効した。締約国は、あらゆる形の人種差別を撤廃する政策をとり、すべての人に差別の結果として受けた損害について、裁判所に賠償などを求める権利を確保すると定めている。日本は国連の採択から30年後の95年12月に批准し、96年1月に発効した。しかし、国内外の多数の人権組織や、政治的には野党などからの国際法の整備を求められているにもかかわらず、与党などが非常に消極的な姿勢を示しており「憲法上の権利と抵触しない限度においてこの義務を履行する」との留保事項が付けられ、人種差別を違法とする法律はいままで日本では作られていない<sup>35</sup>。これは先進国の中で唯一日本だけである。日本では、例えば地方自治体によって<sup>36</sup>独自の人権を守る条例を作っている。しかしほとんどの条例は違反罰則規定がなく、啓発のみの役割しか果たしていないとの指摘もある。法律に頼らずに行ってきた摩擦緩和策がその限界に差しかかっていることを表している。啓発運動と法制定についての真剣な議論が求められる。

<sup>33</sup> 本人への聞き取りによる。

<sup>34</sup> 人権月間である11月を中心とした講演会など催し物が主な活動であろう。

<sup>35</sup> あらゆる種類の人種差別を非難し、その撤廃と人種間の理解促進を目的とする国際条約。1960年頃にヨーロッパでおきた反ユダヤ主義を煽る事件の頻発を契機に、国連人権委員会が起草、1965年の国連総会で採択、1969年に発効した。「人種、皮膚の色、血統または民族的・部族的出身」による差別を対象としており、あらゆる人種差別を根絶するため、当事国に対して、必要とされる措置を義務付けている。また、この条約の実施確保のために、国連内の監督機関として「人種差別撤廃委員会」が設置されている。現在の締約国は169ヶ国となっている。日本は、1995年によく、この条約の146番目の締約国となった。

<sup>36</sup> 都府県段階では鳥取県人権救済条例、千葉県障害者差別禁止条例案、福岡県人権救済条例案などがあるが、これら条例に関して改善案が出されている。

日本は第二次世界大戦敗北以来、外国人に対して参政権・被参政権を与えていない。現状において、国籍条項などにより、社会の意思決定への外国人の参加が妨げられている点を考慮され、主要都市中心に、外国籍住民懇話会が開かれている。現在、15の地方自治体において開催されており、応急処置的な方法論でありながらも、社会の摩擦緩和のために特に外国人側の期待が大きい。現に長年続いてきた問題の解決に役立っており、例えば、京都市において、卒業年月の年号による記載を求められる引取りを拒否されていた卒業証明書を西暦記述して再発行するなどの成果を挙げている。しかしこの地方自治体においても目を見張る成果が現時点では認められず、継続した少数者の地域社会の意思決定の参加による住みよい社会作りが期待される。なかでも、外国人による地方や国政の参加をもっとも期待したい。

### ● おわりに

広辞苑によると国際化とは「国際的な規模に広がること」。また、「国際的視野をもち、その観点に立って行動すること」となっている<sup>37</sup>。この言葉の捉え方は実に様々であり、日本人も外国人も共有している「国際」ですが、両者の印象は必ずしも一致しない。日本の現状の多文化共生の必要性に対するとくに公の機関、メディアおよび多数派を占める日本人の現状に対する認識もさることながら、この国の各々の民が狭囲な国家感を脱出し広囲なグローバリゼーションの中での地域社会の国際化を捉える事がもっとも求められている。

日本にとって、1980年の後半に始まった南米を中心とした日系人の受け入れが本格的な移民受け入れの第一歩であろう。それから長い時間が経過しているにもかかわらず、受け入れ体制が充分整えられているとは言えない。

グローバリゼーションがますます進む中、これまでと同様に経済大国日本への個別的な移民流入も、国家間の経済の協定による移民の受け入れも増えるであろうから、国内の人的多様化と相互交流が今後とも盛んになる一方である。現在の日本は、少子化・労働力の低下のなかで、外国人を受け入れるか否かの大きな試練に立たされている。既存の多数派本位の社会状況から、少数者に配慮した多文化共生への理解が日本人に求められることは言うまでもない。公的機関やメディアに対する、少数者と多数者の摩擦を避け、両者の理解を進めるための姿勢や取組への期待が大きい。現状に関する正確な情報発信摩擦緩和をもたらす啓発活動に合わせて人権を擁護する法律の整備、例えば、1995年に日本が批准している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の準じた国内法の整備の導入に関する議論も求められる。

これだけ国際化間や異文化間の接触が密になってきている現代、国際化は何にもまして重要である。しかし国際化議論というものは一人一人が国家を離れた深い自己認識から出発した民際的な発想に立った言動でないかぎり、絵空事に過ぎない。

### ● 参考文献

- ・金東勲『解説人種差別撤廃条約』部落解放研究所、1990年。
- ・田中宏『在日外国人』岩波新書、2007年。
- ・季節子 他「子供の命に国境はない—無国籍状態にある子供たちについて」『助産婦雑誌』第54巻第8号、2000年。

<sup>37</sup> この言葉は、中国語には存在しておらず、日本語で作られており、この言葉に匹敵する英語のinternationalはそれほど一般的に使用されない。

- ・田中宏 他『来日外国人入権白書』明石書店、1997年。
- ・百瀬宏 他『現代国家と移民労働者』有信堂、1992年。
- ・J.A.T.D.にしゃんた『留学生が愛した国・日本』現代書館、2000年。
- ・間淵 領吾、『新聞犯罪報道における容疑者の国籍－国籍別「犯罪者率」との比較－』ノート
- ・各種新聞

### 関 連 年 表

・ 1981年	出入国管理及び難民認定法（入管法）の施行
・ 1985年	プラザ合意後、急激な円高が進み、外国人労働者の流入をもたらす
・ 1989年	改正入管法の成立。在留資格制度の整備、不法就労助長罪の新設、省令を改定して日系人受け入れへ
・ 1991年	入管特別法成立。いわゆる「在日朝鮮（韓国）・台湾人」を対象に特別永住者の在留資格が定められた
・ 1992年	厚生省、一年未満滞在者の外国人は保険加入から除外
・ 1993年	技能実習制度発足。超過滞在者29万8千人に達し、ピークに
・ 1995年	人種差別撤廃条約日本が批准
・ 1997年	「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」発足
・ 1999年	改正入管法成立。不法在留罪の新設、被退去強制者に対する上陸拒否期間の延長（1年から5年に）。 改定外国人登録法成立。外国人の指紋押捺を廃止。但し、登録証明書の常時携帯義務廃止は含まない
・ 2003年	移住労働者権利条約発効 政府は約25万人に上る超過滞在者を今後5年間で半減させる数値目標を設定
・ 2004年	改定入管難民法成立。超過滞在者に対する罰金額上限の大幅な引き上げと再入国拒否期間の延長、出国命令制度の創設 日比自由貿易協定（FTA）が実質合意
・ 2005年	法務省、第3次出入国管理基本計画（今後5年間の指針）を決定。「我が国が必要とする外国人の円滑な受け入れ」と「強力な水際対策の推進及び不法滞在者の大幅な縮減を通じた我が国の治安を回復するための取組み」が盛り込まれる



## Resent Issues of Japanese Internationalization

### From the point of view of a naturalized foreigner

J.A.T.D. Nishantha

International is not a new word for Japanese, this word has been used for a long period. However this word International does not mean the same thing to both Japanese and non Japanese in this country. In this paper we will study how the word International appears in the eyes of non Japanese. Japan these days has come to the stage where it is suffering from a declining number of children and labor force. Acceptance of immigration has been pointed out as an answer to this problem. However, before Japan can move to the next stage of accepting new immigrants, arguments are needed for postponed or ignored issues that been occurred in the past time in this country, issues which obstruct Japan from becoming a multicultural society.